

申出者の遵守事項

- 1 私は、要介護認定・要支援認定情報を介護サービス計画の作成以外の目的に使用しません。
- 2 私は、要介護認定・要支援認定情報を介護サービス計画の作成の目的に使用する場合においても、当該情報を別途被認定者本人又はその法定代理人の同意がない限り私以外の者（被認定者本人又はその法定代理人を除く。）へは提供しません。
- 3 私は、要介護認定・要支援認定情報を介護サービス計画の作成の目的に使用する場合においても、日高町長から交付を受けた認定調査票又は主治医意見書の写し（以下「提供資料」という。）の全部又は一部については、みだりに複写し、又は複製しません。
- 4 私は、提供資料並びにその複写物及び複製物をその紛失、滅失及びき損がないよう適切に管理します。
- 5 私は、被認定者本人若しくはその法定代理人又は日高町長から提供資料の提示を求められたときは、速やかに、これに応じます。
- 6 私は、介護サービス計画による介護サービスの提供が終了した場合は、その他要介護認定・要支援認定情報を使用する必要がなくなった場合には、確実に、かつ、速やかに、提供資料並びにその複写物及び複製物を廃棄します。
- 7 私は、要介護認定・要支援認定情報の取扱いに関して苦情があった場合には、適切に、かつ、速やかに対応します。
- 8 私は、日高町長から要介護認定・要支援認定情報の取扱いに関して説明を求められた場合には、適切に、かつ、速やかに対応します。
- 9 私は、日高町長から提供資料の返還を求められた場合には、速やかにこれに、応じます。
- 10 私は、前各号に掲げるもののほか、要介護認定・要支援認定情報について、その個人に関する情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人に関する情報の適切な管理のために必要な措置を講じます。
- 11 私（指定居宅介護支援事業者又は介護保険施設）は、その代表者、代理人、使用人その他従業員及び私から要介護認定・要支援認定情報を取り扱う事務を受託する者に対し、1から10までの事項を遵守するようにするために必要な措置を講じます。

申出者

備考 指定居宅介護支援事業者又は介護保険施設以外の者は、11について斜線を引くこと。